

別紙－３

予算決算及び会計令第 86 条の調査について

１．低入札価格調査

（１） 低入札価格調査の実施対象

予決令第 85 条の基準に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第 86 条調査（低入札価格調査）を実施する。ここで、調査基準価格は別紙－２の 1 に記載するとおりである。

（２） 低入札価格調査の調査内容

低入札価格調査においては、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて次のような内容により、入札者から事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。低入札価格調査の対象者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

(ア) その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。

(イ) 契約対象工事付近における手持工事の状況

(ウ) 契約対象工事に関連する手持工事の状況

(エ) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件

(オ) 手持資材の状況

(カ) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

(キ) 手持機械数の状況

(ク) 労務者の具体的供給見通し

(ケ) 経営内容

(コ) 建設副産物の搬出地

２．特別重点調査

（１） 特別重点調査の実施対象

① 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない者に対して、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査を行う。

費目	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
率	90%	80%	80%	30%

（２） 特別重点調査の実施に係る連絡等

① 上記（１）①の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、対象者に対して特別重点調査を実施する旨連絡する。

② 対象者は、原則として、当該連絡を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に特別重点調査の実施に必要な次に掲げる資料及び添付書類を提出すること。

[提出を求める資料]

様式1	当該価格で入札した理由
様式2-1	積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①
様式2-2	内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②
様式2-3	一般管理費等の内訳書
様式3	下請予定業者等一覧表
様式4	配置予定技術者名簿
様式5-1	手持ち工事の状況（対象工事現場付近）
様式5-2	手持ち工事の状況（対象工事関連）
様式6	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式7-1	手持ち資材の状況
様式7-2	資材購入予定先一覧
様式8-1	手持ち機械の状況
様式8-2	機械リース元一覧
様式9-1	労務者の確保計画
様式9-2	工種別労務者配置計画
様式10	建設副産物の搬出地
様式11	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
様式12-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式12-2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式12-3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式13-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式13-2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式13-3	安全衛生管理体制（仮設設置計画）
様式13-4	安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
様式14	誓約書
様式15	施工体制台帳
様式16	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

※ 追加資料の様式及び記載要領は、東北農政局ホームページよりダウンロードできる。
（東北農政局ホームページ：

<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/zyutentyosa/index.html>）

③ 対象者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、対象者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、対象者は、前記資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類を併せて提出することができる。

④ 別紙-2の2のヒアリングのための追加資料を提出した者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならない。

⑤ 上記②に規定する資料等の受領後、速やかに入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

なお、事情聴取の出席者は最大で3名以内とし、事情聴取の日時及び場所は対象者に

別途通知する。

- ⑥ 資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、資料等及び事情聴取の内容により必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付資料を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた重点調査追加資料等の再提出は、原則として1回に限る。

- ⑦ 特別重点調査は、施工体制確認型総合評価における評価値の最も高い者のほか、上記2（1）①の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければならない。
- ⑧ 提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、上記⑤の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、「東北農政局競争契約入札心得」において、調査基準価格を下回った価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする旨の規定に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として、入札を無効とする。

（３） 特別重点調査における適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

① 虚偽説明等への対応

入札参加者が虚偽の資料提出もしくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は下記④に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 当該工事の成績評価において厳格に反映する。

イ 過去5年以内にアの措置を受けたことがあるなど、悪質性が高い者に対しては、指名停止等措置要領の別表第2により指名停止を行う。

② 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、上記2（2）②の資料（誓約書（様式14））を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

③ 関係資料の公表

ア 上記2（2）②の資料（誓約書（様式14））を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を東北農政局ホームページにおいて公表する。

イ 上記アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、東北農政局ホームページにおいて公表する。

④ 契約後の取扱い（監督体制の強化）

特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じる。

ア 「工事現場等における施工体制の点検要領の制定について（平成13年4月27日付け13経第180号農林水産省大臣官房経理課長通知）」の5（4）により行う施工体制台帳の点検の前段として、施工体制台帳提出時にその施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、さらに、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

イ 共通仕様書に基づき提出させる施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、

さらに、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

3. 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

(1) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策

予決令第 86 条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る公共工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策について（平成 18 年 8 月 1 日付け 18 経第 724 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

① 発注者の監督強化

「施工段階における確認マニュアルについて（平成 16 年 3 月 31 日付け農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）」等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

② 施工体制の点検

施工体制の確保を図るため、施工体制台帳提出時に、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。

③ 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。

なお、下請けに変更が生じた場合は、再提出するものとする。

また、「工事現場等における施工体制の点検要領（平成 13 年 4 月 27 日付け 13 経第 180 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」、「施工体制点検審査マニュアル（平成 15 年 4 月 11 日付け農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）」に基づき、随時、下請けへの支払い状況の調査を実施する。

④ 請負者側技術者の増員について

予定価格が 2 億円以上の工事で、専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が、低入札価格調査対象工事となった場合、当該業者が東北農政局管内の直轄工事において、本工事の公告を行った日から過去 2 年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者と同等の要件を満たす別の技術者 1 名を専任で現場に配置するものとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ア 工事成績 70 点未満の評定を通知された者。

イ 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

(2) 低入札価格調査の対象工事に係る対策について（試行）

全ての低入札価格調査の対象工事（以下「対象工事」という。）を対象として、次に示

す対策を試行的に実施する。

- ① 対象工事について、次のア～ウの段階において、監督職員が文書により請負業者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。

ア 施工確認段階

イ 施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

ウ 下請け契約状況調査における下請け支払い状況の調査段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

- ② 上記①に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減点する。

（総合評価落札方式の場合）

1年間にわたり、当該企業の総合評価落札方式に係る加算点を50%減ずる。

（公募型指名競争入札等の場合）

1年間にわたり、当該企業の評価点を3点減ずる。

- ③ 上記①に示す文書指示の回数が2回に達した場合、東北農政局管内の別の新規工事（「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事を除く。）において、次の入札参加制限を講ずる。

ア 対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、東北農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

イ 対象工事が2箇年以上にわたる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を受けた場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。

- ④ 当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、上記②と同様の措置を講ずる。

（3） 下請け業者との契約状況等

低入札工事に対して、下請け業者との契約状況、下請け代金の支払い状況等改善が必要と認められる場合には、必要に応じて関係機関へ通報するとともに、関係機関と連携して対策を講ずることがある。

従 事 証 明 書

分任支出負担行為担当官
東北農政局〇〇〇〇事業所長
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇 １－１
〇〇建設株式会社
代表取締役社長 農林 太郎

〇〇農業水利事業〇〇工事における配置予定技術者の経験工事の従事期間について、下記のとおり証明致します。

記

- | | |
|------------|-------------------------|
| １．配置予定技術者 | 東北 太郎（生年月日） |
| ２．経験工事名 | △△事業〇〇幹線用水路工事 |
| ３．経験工事工期 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| ４．経験工事従事役職 | 担当技術者 |
| ５．経験工事従事期間 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 |

※ 別記様式３における配置予定技術者の「工事経験の概要」欄に記載する「従事期間」について、CORINS 等に従事期間が登録されていない場合は、本従事証明書を代表者名で提出すること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○「えるぼし1段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「えるぼし2段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「えるぼし3段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナえるぼし」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出を
しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○「ユースエール認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・
変更届の写し等）を添付すること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- 「えるぼし1段階目」の認定を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】
- 「えるぼし2段階目」の認定を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】
- 「えるぼし3段階目」の認定を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】
- 「プラチナえるぼし」の認定を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「くるみん認定」を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】
- 「プラチナくるみん認定」を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- 「ユースエール認定」を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】

※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届の写し等）を添付すること。

（企業評価様式2）

従業員への賃金引上げ計画の表明書

【大企業用】

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年（令和○年1月1日から令和○年12月31日））において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率3%以上とすることを表明いたします。

【中小企業等用】

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年（令和○年1月1日から令和○年12月31日））において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率1.5%以上とすることを表明いたします。

【以下は、大企業、中小企業等共通】

年 月 日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者から説明を受けました。

年 月 日
株式会社○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(企業評価様式2 留意事項)

- 1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。

貴社がどちらに該当するかは、以下により御判断いただき、いずれかの記載をしてください。

大企業：中小企業等以外の者をいう。

中小企業：法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。

ただし、同条第6項に該当する者は除く。

- 2 貴社の事業年度により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「法人事業概況説明書」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該書類の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない事業者の場合は、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出していただきます。

- 3 暦年により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

- 4 発注者において上記2若しくは3の提出を確認し、貴社が表明書に記載した賃上げを実行していないと認められる場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は上記2若しくは3の提出がない場合は、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

- 5 上記4による減点措置は、減点措置開始日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に実施します。

なお、減点措置の開始時期は、減点事由の判明の時期により異なるため、減点事由を確認した発注者から適宜の方法で通知します。

- 6 従業員代表及び給与又は経理担当者の押印が必要です。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
東北農政局〇〇〇〇事業所長
〇〇 〇〇 殿

建設業許可番号 :
住 所 :
商号又は名称 :
代表者氏名 :
電話番号 :
E - m a i l :

令和〇年〇月〇日付けで入札公告のありました〇〇農業水利事業 〇〇工事に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 9 (3) ①に定める施工実績を記載した書面（別記様式 2）
- 2 入札説明書 9 (3) ①に定める契約書の写し及び工事内容が確認できる資料
- 3 入札説明書 9 (3) ③に定める資本関係又は人的関係に関する申告書（別記様式 4）
- 4 入札説明書 9 (4) に定める企業評価にかかる確認資料（別記様式 5）
- 5 競争参加資格確認申請書及び競争参加確認資料の提出内容一覧表（別記様式 1 - 2）
- 6 経営規模等評価の状況

最新の経営規模等評価に係る審査基準日

令和 年 月 日

(別記様式 1 - 2)

競争参加資格確認資料の提出内容一覧表

〇〇農業水利事業
工事名 〇〇工事

会社名

様式名		提出	省略	競争参加申請確認資料の提出を省略した場合、 同一資料を提出した既発注工事名（公告年月日）を記載
別記様式 1 - 1		○		(省略不可)
別記様式 2		○		(省略不可)
上記の確認資料				
別記様式 4		○		(省略不可)
別記様式 5		○		(省略不可)
企業 評価 にか かる 確 認 資 料	①同種工事の施工経験	○		
	②ワーク・ライフ・バランス	○		
	③賃上げ実施の表明	○		
	④情報化施工技術の活用	○		(省略不可)

注 1 : 競争参加資格確認資料を提出した既発注工事とは、令和 6 年度で契約担当官が同一の場合とする。

注 2 : 競争参加資格確認資料を省略する場合は、今回求める内容と既発注工事に提出した資料と同一であるか十分確認すること。

注 3 : 既発注工事に提出した資料の内容と今回求める内容が異なる場合、又は既発注工事の名称に誤りがある場合は、競争参加資格確認資料の提出がなかったものとして取扱うこととなるので、注意すること。

(別記様式 1 - 2)

競争参加資格確認資料の提出内容一覧表
(記 載 例)

〇〇〇〇農業水利事業
工事名 ■■■■幹線用水路（その 5）工事

会社名

様式名		提出	省略	競争参加申請確認資料の提出を省略した場合、 同一資料を提出した既発注工事名（公告年月日）を記載
別記様式 1 - 1		○		(省略不可)
別記様式 2		○		(省略不可)
上記の確認資料				〇〇〇〇農業水利事業 〇〇〇幹線用水路（その 5）工事（令和 6 年 4 月 15 日 公告）
別記様式 4		○		(省略不可)
別記様式 5		○		(省略不可)
企業 評価 にか かる 確 認 資 料	①同種工事の施工経験	○	提出	
	②ワーク・ライフ・バランス			〇〇〇〇農業水利事業 〇〇〇幹線用水路（その 5）工事（令和 6 年 4 月 15 日 公告）
	③賃上げ実施の表明	○	提出	
	④情報化施工技術の活用	○		(省略不可)

注 1 : 競争参加資格確認資料を提出した既発注工事とは、令和 6 年度で契約担当官が同一の場合とする。

注 2 : 競争参加資格確認資料を省略する場合は、今回求める内容と既発注工事に提出した資料と同一であるか十分確認すること。

注 3 : 既発注工事に提出した資料の内容と今回求める内容が異なる場合、又は既発注工事の名称に誤りがある場合は、競争参加資格確認資料の提出がなかったものとして取扱うこととなるので、注意すること。

(別記様式2)

同種の工事の施工実績

会社名：(株)〇〇建設

工 事 名 称 等	工 事 名 (工種)	〇〇〇〇〇〇工事 (同種と記入)
	発 注 機 関	〇〇〇〇〇局、〇〇県、〇〇公団等
	施 工 場 所	都道府県名・市町村名・地先
	契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇千円
	工 期	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
	工事成績評定点	〇〇点
	受 注 形 態	単体／共同企業体 (出資比率 〇 %)、他の構成員名
工 事 概 要 等	規 格 ・ 寸 法 構 造 形 式 使用機材・数量 設 計 条 件	(競争参加資格として求めている同種工事の内容が確認できるように、規模、寸法、形式等、当該工事の内容について、簡潔に記入する。)
コリンズの登録の有無		有 無 (どちらかに○) 有の場合 (登録番号：)

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4縦とする。
2. 施工実績は、同種工事に該当する工事を記載する。なお、同種工事は「工事实績情報システム(CORINS)」の工種区分による。当該工事が各地方農政局で発注した工事の場合は、工事成績評定点を記載のこと。また、「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、登録番号を記入すること。
3. 工事概要等は、競争参加資格として求めている同種工事の内容が確認できるように規模、寸法、型式等、当該工事の内容について簡潔に記載すること。
4. 同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書の写し及び工事内容(規模、寸法、型式等、当該工事の内容等)が確認できる資料を提出すること。ただし、「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されている場合で、工事内容まで確認できる場合は、その写しを提出すること。

(別記様式3) ※本様式は、開札後に必要に応じて提出を求めることから、申請時には提出不要です。

配置予定の技術者の状況

会社名：(株)〇〇建設

(〇/〇)

配置予定技術者の従事役職・氏名		主任技術者又は監理技術者 〇〇〇〇〇 (ふりがな)
所 属 会 社 名		
最 終 学 歴		〇〇大学 〇〇〇〇学科 〇〇年卒業
法令による資格		・一級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号) ・監理技術者資格等資格 (取得年及び登録番号) ・監理技術者講習 (取得年、終了証番号)
工事 経験 の 概 要	工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事 (同種と記入)
	発 注 機 関 名	〇〇〇〇〇局、〇〇県、〇〇公団等
	施 工 場 所	都道府県・市町村名・地先
	契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇 千円
	工 期	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
	従 事 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
	工事成績評定点	〇〇点
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他現場組織の技術者
	工 事 内 容	(競争参加資格として求めている同種工事の内容が確認できるように、規模、寸法、形式等、当該工事の内容について、簡潔に記入する。)
	CORINS 登録の有無	有 (許可・登録番号) ・ 無
申請時における他の工事の従事状況等	工 事 名	従事工事が無ければ、「なし」と記載する。
	発 注 機 関 名	
	工 期	
	従 事 役 職	
	本工事と重複する場合の対応措置	例1) 本工事に着手する前の〇月〇日に完成検査予定のため本工事に従事可能。 例2) 本工事においても主任技術者として配置を予定しており、工作物に一体性があり、かつ近距離であることから兼務する予定。 (建設業法施行令第27条第2項を適用する場合)
	CORINS 登録の有無	有 (許可・登録番号) ・ 無
営業所の専任技術者との重複の有無		無 ・ 有 (年 月 日頃に従事可能)

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4縦とする。
2. 複数の候補者の場合や、施設機械工事等で、全工程において、同一の主任(監理)技術者でなく、施工段階(製作及び据付時等)に応じた実務経験を有した主任(監理)技術者を配置しようとする場合は、各々作成すること。
3. 工事経験は、同種工事に該当する工事を記載する。当該工事が各地方農政局が発注した工事の場合は、工事成績評定点を記載のこと。また、「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、登録番号を記入すること。
4. 工事内容は、競争参加資格として求めている同種工事の内容が確認できるように規模、寸法、型式等、当該工事の内容について簡潔に記載すること。
5. 申請時における他の工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の対応措置等を記入すること。
6. 営業所の専任技術者との重複の有無について、建設業法第7条第2号、第15条第2号に定める営業所の専任の技術者と主任技術者又は監理技術者が重複する場合は、当該項目の 有 に〇印を付し、主任技術者又は監理技術者として従事可能となる予定の日を記載すること。
7. 同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書の写し及び工事内容(規模、寸法、型式等、当該工事の内容等)が確認できる資料を提出すること。ただし、「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている場合で、工事内容まで確認できる場合は、その写しを提出すること。
8. 配置予定技術者の資格を証明する書類として資格者証の写しを提出すること。
9. 工期と従事期間が相違する場合は、工事期間内に当該工事に必要な施工経験を確認できる資料(工事実施工程と工事量及び配置予定技術者の従事期間に関する資料)を提出すること。

(別記様式 4)

資本関係又は人的関係に関する申告書

分任支出負担行為担当官
東北農政局〇〇〇〇事業所長
〇〇 〇〇 殿

住 所：
商号又は名称： 〇〇〇〇〇〇
代表者役職氏名： 〇〇 〇〇

工事名 〇〇〇〇事業
〇〇〇〇工事

令和〇年〇月〇日付けで入札公告のありました標記工事に係る競争入札参加に際し、入札説明書 7 に掲げる資本関係又は人的関係にある者について、下記のとおり申告します。
なお、当該関係者が本工事の入札に参加した場合、当該工事への参加資格をなしとし、入札書が無効となることについての異議申立てを行わないことを誓約します。

記

1 入札説明書 7 (1) の①及び②に掲げる資本関係にある他の入札参加資格者

建設許可番号	商号又は名称	資本的關係
〇〇-〇〇〇〇〇〇	(株) 〇〇〇〇	子会社の関係
〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 (株)	子会社の関係
〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 (株)	子会社の関係

2 入札説明書 7 (2) の①、②及び③に掲げる人的関係にある他の入札参加資格者

役職及び氏名	兼任先		
	建設許可番号	商号又は名称	人的關係
執行役員 〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇	(株) 〇〇〇〇	代表取締役
執行役員 〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 (株)	取締役
執行役員 〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 (株)	取締役

※記載にあたっての留意事項

- (1) 記入欄が不足する場合は、適宜、欄を追加すること。
- (2) 該当がない場合は、「なし」と記入すること。
- (3) 記載事項の真偽を確認するため、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 121 条に規定する株主名簿（写）、その他関係資料の提出を求めることがある。
- (4) 上記に掲げる関係者が本工事の入札に参加した場合には、当該工事の入札書は無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

(別記様式 5)

企業評価に係る評価項目毎の該当状況 (簡易Ⅱ型(企業実績重視型))

工事名： ○○工事

評価項目毎に該当する内容を「記入欄」に記入すること。

会社名： (株)○○建設

評価項目		企業評価									
		①同種工事の施工経験		②ワーク・ライフ・バランス		③賃上げ実施の表明		④情報化施工技術の活用		合計	
評価基準及び評価点		全国発注機関における過去10年間（年度）の同種工事の施工実績 同種工事：水路・管路工事（補修工事のみでも可）又はその他土木一式工事（補修工事のみでも可） 上記工事の施工実績を有する：30点 上記工事の施工実績なし：0点		認定等の有無 認定を受けている：0.5点 該当なし：0点		表明書の有無 表明書の提出あり：2点 表明書の提出なし：0点		活用の有無 活用有り：1点 活用なし：0点			
参加業者名	等級	有無 評価		有無	評価	有無	評価	有無	評価		
記載例 1	〇〇建設(株) 〇〇支店	A	有	30	無	0	無	0	無	0	30
記載例 2	(株) 〇〇建設	B	無	0	有	0.5	有	2	有	1	3.5
記入欄											0
評価の着目点		全国発注機関が発注した工事で、同種工事の施工経験の有無(過去10年間（年度）) 次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等） ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業） ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定企業） 「従業員への賃金引き上げ計画表明書」の有無 当該工事において、UAV空中写真測量出来形管理技術、T L S出来形管理技術、UAVレーザー出来形管理技術、地上移動体搭載型 L S出来形管理技術、I C T建設機械施工技術のいずれかの活用の有無									

(注) 評価項目毎の該当状況を証明できる資料を添付すること。

(別記様式6)

分任支出負担行為担当官
東北農政局〇〇〇〇事業所長
〇〇 〇〇 殿

住 所 :
商号又は名称 : 〇〇 株式会社 〇〇支店
代 表 者 氏 名 : 〇〇 〇〇

工 事 費 内 訳 書

工 事 名				
費目区分・工種	単位	数 量	金 額 (円)	備 考
(例)				
I 直接工事費				
一次明細				
・土工事				
・基礎工事				
・本体工事				
・付帯工事				
II 間接工事費				
共通仮設費				
積み上げ分				
率分				
現場管理費				
III 一般管理費等				
IV 一括計上価格				
・				
工 事 価 格				

本様式（別記様式6）については、電子入札システムにおける「工事費内訳書作成ツール」を利用して内訳書を作成し提出すること。

工事費内訳書作成ツールについては、

「農林水産省電子入札センター
(<http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>)」を参照のこと。

分任支出負担行為担当官
東北農政局〇〇〇〇事業所長
〇〇 〇〇 殿

住 所 :
商号又は名称 : 〇〇 株式会社 〇〇支店
代 表 者 氏 名 : 〇〇 〇〇

電子入札システム対象工事における紙入札方式での参加承諾について

貴局発注の下記工事について、電子入札システムを利用しての入札に参加出来ないので、紙入札方式での参加承諾を申請します。

記

1. 工事名
〇〇〇農業水利事業
〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
2. 電子入札システムでの参加が出来ない理由
(記入例)
・認証カードを申請中だが、手続が遅れているため
令和 年 月 日 認証カード取得予定

分任支出負担行為担当官
東北農政局〇〇〇〇事業所長
〇〇 〇〇 殿

住 所：
商号又は名称： 〇〇 株式会社 〇〇支店
代表者氏名： 〇〇 〇〇

電子入札システム対象工事における入札方式の変更承諾について

貴局発注の下記工事について、電子入札システムを利用しての入札に参加出来ないので、紙入札方式での参加に変更したく、申請します。

記

1. 工事名
〇〇〇農業水利事業
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
2. 変更理由
(記入例)
・参加申請後に代表者の変更となり、現在の認証カードが使えなくなったため。
(認証カード申請中)

(別記様式10)

競争参加資格確認申請取下げ・入札辞退 理由書

住 所：

商号又は名称： ○○ 株式会社 ○○支店

代表者氏名： ○○ ○○

1. 工事名

○○○○○○事業

○○ (○○) 工事

2. 申請取下げ・入札辞退区分

○○○○

3. 申請取下げ又は入札辞退の理由

(記入例)

○○発注の○○工事（公告日○/○、入札日○/○、落札決定日○/○）を受注したことにより、配置予定技術者が重複するため申請を取り下げ（入札を辞退）する。

- ※1 本様式は、競争参加資格確認申請書の取下げ又は入札辞退の際に提出すること。
入札辞退にあっては電子入札システムにより辞退届を提出するとともに、本様式のみ別途提出すること。
- ※2 申請取下げ・入札辞退区分は、申請から申請書受付票発行日までの期間は「申請取下げ」、申請書受付票発行日から開札までの期間は「入札辞退」と記載すること。
- ※3 申請取下げ又は入札辞退の理由は、具体的に記載すること。

(別記様式 13)

分任支出負担行為担当官
東北農政局〇〇〇〇事業所長
〇〇 〇〇 殿

提出日：令和〇年〇〇月〇〇日
会社名：〇〇建設(株)
電話：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
担当者名：

〇〇事業 〇〇工事 質問・回答書

番号	質問事項	回答	備考
1			
2			
3			
4			
5			

※質問が5問以上で行数が足りない場合は、適宜追加のこと。また、行の幅は適宜広げてかまわない。

(別記様式 14)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
東北農政局〇〇〇〇事業所長
〇〇 〇〇 殿

住 所 :
商号又は名称 : 〇〇〇〇株式会社
代 表 者 : 代表取締役
 〇〇 〇〇

電子契約システム対象工事における紙契約方式への変更承諾願について

貴局発注の〇〇〇〇〇〇〇〇事業〇〇〇〇工事について、電子契約システムを利用して
の契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。

(参考)

(簡易Ⅱ型（企業実績重視型）)

総合評価落札方式（簡易Ⅱ型（企業実績重視型））について

本工事は、競争参加資格の申請時点において、配置予定技術者の登録及び評価を行わない「総合評価落札方式（簡易Ⅱ型（企業実績重視型））」の試行工事です。

本工事の配置予定技術者に係る資料（別記様式3及び技術者の資格要件を確認するため添付資料一式）は、開札後の施工体制確認を行った後に、「評価値」の最も高い者に対して提出を求めます。（施工体制確認後、対象者に別途連絡します。）

申請の段階においては、配置予定技術者に係る資料の提出は必要ありません。詳細につきましては、入札説明書9及び20の記載内容をご確認ください。

(参考)

低入札価格調査基準の計算式の改正について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長）を下記のとおり一部改正し、**令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事**（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）を対象に、**一般管理費等の調査基準価格の計算式を変更**しましたので、お知らせします。

令和元年5月15日～	令和4年4月1日～
【範囲】 予定価格の7.5/10～9.2/10	【範囲】 予定価格の7.5/10～9.2/10
【計算式】 ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × <u>0.55</u> 上記の合計額 × 1.10	【計算式】 ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × <u>0.68</u> 上記の合計額 × 1.10

※上記の各経費項目は、土木工事の場合。建築及び施設機械等工事の場合については、下記の通り各経費項目を読み替えて運用します。

※建築等工事に係る運用（公共建築工事積算基準に基づくもの）

- （1）直接工事費（土木）＝直接工事費（建築）－現場管理費相当額
- （2）現場管理費（土木）＝現場管理費（建築）＋現場管理費相当額
- （3）現場管理費相当額を明確に区分することが困難な場合については、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事にあつては直接工事費（建築）に10分の1を、昇降機設備工事にあつては直接工事費（建築）に10分の2を、それぞれ乗じた額を現場管理費相当額とする。

※施設機械等工事に係る運用（土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）に基づくもの）

1 施設機械設備工事

- （1）直接工事費（土木）＝直接製作費（機械）＋直接工事費（機械）
- （2）共通仮設費（土木）＝間接労務費（機械）＋共通仮設費（機械）
- （3）現場管理費（土木）＝工場管理費（機械）＋現場管理費（機械）＋据付間接費（機械）
＋設計技術費（機械）
- （4）一般管理費等（土木）＝一般管理費等（機械）

2 鋼橋製作架設工事

- （1）直接工事費（土木）＝直接製作費（機械）＋直接工事費（機械）
- （2）共通仮設費（土木）＝間接労務費（機械）＋共通仮設費（機械）
- （3）現場管理費（土木）＝工場管理費（機械）＋現場管理費（機械）
- （4）一般管理費等（土木）＝一般管理費等（機械）

3 電気通信設備工事

- （1）直接工事費（土木）＝機器単体費（機械）×6/10＋直接工事費（機械）
- （2）共通仮設費（土木）＝機器単体費（機械）×1/10＋共通仮設費（機械）
- （3）現場管理費（土木）＝機器単体費（機械）×2/10＋現場管理費（機械）＋機器間接費（機械）
- （4）一般管理費等（土木）＝機器単体費（機械）×1/10＋一般管理費等（機械）

※あわせて、入札説明書「別紙－2」をご参照ください。

参考

健康保険証の写しを提出する場合の注意事項

入札説明書 5（1）⑥エに記載している主任技術者又は監理技術者の直接的、かつ、恒常的な雇用関係を証明するため、健康保険証の写しを提出する場合は、下記例のとおり「記号」、「番号」、「保険者番号」をマスキングし提出願います。

マスキング例

健康保険	本人（被保険者）	平成〇年〇月〇日交付
被保険者	記号 マスキング	番号 マスキング
氏名	〇〇 〇〇	
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
性別	〇	
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
事業者名称	株式会社 〇〇〇〇	
保険者番号	マスキング	
保険者名称	〇〇〇〇	
保険者所在地	〇〇市〇〇	

(参考)

東北農政局発注工事に係る公表事項について

番号	公表事項	公表内容	公表方法	備 考
1	発注予定工事等情報公告 ①東北農政局版	東北農政局が発注する工事等の見通し	① 東北農政局ホームページ※ ¹ ② 東北農政局及び出先事業（務）所掲示板	当面の間、毎月更新します。
	②東北地方発注者協議会版	東北管内の国、県、市町村等が発注する土木工事及び建築工事の見通し	東北地方整備局ホームページ※ ²	
2	東北農政局における施工確保対策	東北農政局が取組んでいる施工確保に係る対策	東北農政局ホームページ※ ¹	
3	土地改良事業等請負工事予定価格積算に用いる資材価格について	一般的に使用される建設資材の積算単価	① 東北農政局ホームページ※ ¹ ② 東北農政局設計課で閲覧 ③ 出先事業（務）所で閲覧	毎月更新します。
4	当該工事の予定価格積算に用いる資材価格について	当該工事のみに使用される建設資材の積算単価	申請書受付票発行の際に入札説明書等ダウンロードシステムで配布する。	
5	土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等について	予定価格積算に用いている積算基準及び歩掛	農林水産省ホームページ※ ³ 注. 農林水産省ホームページに掲載されるまでの間は、東北農政局設計課で閲覧	改正の都度更新します。

※1 東北農政局ホームページ : 東北農政局ホーム>申請・お問い合わせ>発注・入札情報、その他公表事項
【<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html>】

※2 東北地方整備局ホームページ : 東北地方整備局ホーム>入札・契約・積算（事業者の方へ）>発注見通しとりまとめ版>地域毎の発注見通し
【<https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/koukyokouji/hacchusyakyougikai/mitoshiindex.html>】

※3 農林水産省ホームページ : 農林水産省ホーム>農村振興>設計・施工・入札等>工事・業務関連文書>土地改良積算基準等の改正について
【<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html>】

(参考)

「積算参考資料」の取扱いについて

1. 目的

「積算参考資料」は、工事の入札契約に際して適正な競争の確保に向けて、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うことが可能となるよう、対象工事に係る競争参加有資格者に配付するものである。

2. 「積算参考資料」の取り扱いに関する留意事項

- (1) 「積算参考資料」は、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うために参考として供するものであり、工事請負契約書第1条（総則）で規定する設計図書ではない。
- (2) 「積算参考資料」は、工事請負契約上、発注者、受注者の双方を拘束するものではない。
- (3) 「積算参考資料」の内容について、設計図書と齟齬があるなど、入札参加者が見積を行う際に疑義が生じた場合には、入札説明書に示す「入札説明書に対する質問」と合わせて質問書を提出できるものとする。
- (4) 上記に係る質問内容の確認の結果、「積算参考資料」の修正又は補足説明を要する場合は、全ての入札参加者にその内容を入札説明書に示す「質問に対する回答書」をもって回答する。
なお、標準歩掛等に関する質問又は工事請負契約書第1条第3項に該当する事項（設計図書に定めるもの以外の仮設、施工方法等）に対する質問は、回答しない。
- (5) 工事契約後の「工事円滑化会議」、「設計変更確認会議」においては、設計図書等に基づき確認等を行うものとするが、その際に「積算参考資料」を用いることを妨げるものではない。

(参考)

「積算参考資料（工程表）」の取扱いについて

1. 目的

本工事は、入札公告時に「積算参考資料（工程表）」として概略工程表を参考配布する試行工事である。

「積算参考資料（工程表）」は、現場条件を踏まえた工程表をあらかじめ明示し、発注者と入札参加者で共有することによって、工事の品質確保に資することを目的に、対象工事に係る競争参加有資格者等に配付するものである。

2. 「積算参考資料（工程表）」の取扱いについて

- (1) 「積算参考資料（工程表）」は、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うために参考として供するものであり、工事請負契約書第1条（総則）で規定する設計図書ではない。
- (2) 「積算参考資料（工程表）」は、工事請負契約上、発注者、受注者の双方を拘束するものではない。
- (3) 「積算参考資料（工程表）」の内容についての質問は、原則として受け付けない。ただし、入札に係る質問書の提出期限（入札説明書参照）までの間に、設計図書と「積算参考資料（工程表）」に齟齬があるなど、入札参加者が見積を行う際に疑義が生じた場合に限り、入札説明書（入札説明書に対する質問）により質問することができる。
- (4) 発注者は、「積算参考資料（工程表）」の修正又は補足説明を要する場合において、入札説明書（質問に対する回答）により全ての入札参加者にその内容を通知する。
- (5) 工事契約後の「工事円滑化会議」、「設計変更確認会議」においては、設計図書等に基づき確認等を行うものとするが、その際に「積算参考資料（工程表）」を用いることを妨げるものではない。

(参考)

「ワーク・ライフ・バランス等推進認定の取得状況等」にかかる 企業評価基準の変更について

企業評価項目における「ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」及び「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」の改正に伴い、**令和4年7月1日以降に公告する案件より、評価基準が以下の通り変更**されておりますのでご注意ください。

＊「ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等」については、以下に掲げるいずれかの認定等を受けている企業について評価する。

(旧) 令和4年6月30日公告分まで

- 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等
 - えるぼし（第1段階、第2段階、第3段階）認定
 - プラチナえるぼし認定
 - 同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下
- 2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定
 - くるみん認定
 - プラチナくるみん認定
- 3. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
 - ユースエール認定



(新) 令和4年7月1日以降公告分から

- 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等
 - えるぼし認定（第1段階、第2段階、第3段階）
 - プラチナえるぼし認定
 - 同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下
- 2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定
 - くるみん認定
 - トライくるみん認定
 - プラチナくるみん認定
- 3. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
 - ユースエール認定